

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 24 年度第 1 四半期）
投資信託関係

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	22 年度(あ)第 109 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60 歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、子供に財産を残すために、B銀行に預けていた私と子供名義の預金等をまとめたいと申し出たところ、その解約資金を元に本件商品を購入させられた。 ・私は、本件商品について、数年で満期を迎える定期預金のような商品であることと、申し込み期限が迫っていることしか説明を受けていなかった。満期償還時の通知を見て、本件商品に元本割れリスクがあることを初めて把握した。 ・私は本件商品に係る目論見書等は受け取っていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、販売用資料及び目論見書を用いて、本件商品が元本割れリスクを有する旨の説明を行っており、販売後には半年毎に取引残高報告書等を郵送している。 ・Aさんは、他行で投資信託等のリスク商品の購入経験があり、適合性の観点からも問題ないと判断した。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 11 月 21 日及び平成 24 年1月 20 日の両日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、本件商品の複雑な仕組みを十分に理解できるだけの説明を実施したか疑問が残ること、Aさんのニーズを十分に検証したとの評価ができないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月9日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 328 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(50 歳台)

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

<p>申立人(Aさん)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私には、本件商品購入以前に、リスク商品を購入した経験はなかった。 ・本件商品購入時、B銀行担当者から、販売用資料等を用いた詳細な説明は受けておらず、本件商品の元本割れリスク等を理解していなかった。 ・私からB銀行担当者に、「元本が割れそうなときは教えて欲しい」と依頼したところ、「分かりました」との回答があったため、損失が生じる前にB銀行が本件商品を解約し、元本を返還してもらえるものと思っていた。 ・私にも本件商品を購入した責任があると考えており、あっせん委員会から提示される案を検討したい。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、Aさんから金融資産額、金融資産に占めるリスク資産の割合及び投資経験等の申告を受けて、本件商品を勧誘した。ただし、Aさんの金融資産に占めるリスク資産の割合について、確認が十分でなかった可能性はある。 ・本件商品の説明時間及び説明内容の記録は残っていないが、当行担当者はAさんに対して、商品内容及び元本割れリスク等の説明を行ったと記憶している。なお、本件商品販売後、Aさんからリスク等を理解している旨の発言を受けた記録が残っている。 ・Aさんから、「損をしそうなときは教えて欲しい」との依頼を受け、当行としては定期的な情報提供を行うという趣旨の回答を行っている。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 12 月 12 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、Aさんが十分に本件商品を理解できるような説明がなされていたかについて疑問が残ること、また、本件商品の販売によってAさんの金融資産に占めるリスク資産の割合が過大になっていた可能性があることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年4月9日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第407号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>個人(70歳台)</p>
<p>申立人(Aさん)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、不動産を売却して得た資金の一部をうまく増やしたいと考え、B銀行を信じて本件商品を購入した。その後、評価損が発生していることに気付き、本件商品の解約を何度か申し出たものの、B銀行担当者に引き止められて損失が拡大した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・購入時には様々な書類を見せられて説明を受けた記憶があるものの、詳細は覚えていない。 ・本件商品に元本割れリスクがあるという説明は一切受けておらず、本件商品は元本が保証された商品であり、毎月受け取っていた分配金は利子のようなものだと考えていた。 ・購入時にはB銀行担当者に私の保有金融資産額を伝えたが、誤って理解されていた。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行では、投資経験のない顧客に投資信託を販売する場合には、商品の基礎知識、当行の取扱商品のラインナップ、提案する個別商品の内容を、所定の書面を用いて順を追って説明することとしている。 ・本件商品は、当行が取り扱う商品の中でもリスクレベルが低く、Aさんの投資経験を勘案して適していると考えて提案した。 ・Aさんは高齢者であるため、当行の販売責任者がAさんの保有金融資産の状況等を確認した上で販売可否を判断したが、Aさんの保有金融資産の具体的な金額までは確認していなかった。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年1月20日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、高齢で投資経験のないAさんが本件商品のリスクを理解できるまでの説明を行い、理解度を十分に確認したといえるか疑問が残ること、Aさんの保有金融資産に対するリスク資産の割合を適切に把握していないこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年5月9日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第433号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(50歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は自身の資産運用を配偶者に任せていた。 ・本件商品の購入に先立って、B銀行担当者が配偶者から申込書等に押印を受け、その後私はB銀行担当者から言われるまま署名を行い、購入に至った。 ・私は他行で投資信託を購入したことはあったが、本件商品購入当時、投資信託を損失が生じる商品と理解しておらず、B銀行担当者からも十分な説明を受けていない。
相手方銀行	・当行担当者は、Aさんの配偶者に投資信託の勧誘を行った際に、配偶者からA

(B銀行)の見解	<p>さんに対する投資信託の勧誘の了解を得たことから、Aさんに勧誘を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Aさんから、「配偶者が選択した商品であれば、それでよい」との申し出を受け、本件商品の販売に至った。 ・当行担当者がAさんに、本件商品のリスク等の説明を相当程度の時間行った記録が残っている。 ・Aさんに対する説明に先立ち、Aさんではなく配偶者が申込書等に押印しているが、後刻、Aさん自らが当該書面に署名等を行い、追認していることから、問題はないと考えている。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年1月23日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、署名押印等の手続について若干の問題があったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに解決金を支払うというあっせん案を提示した。 ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年4月2日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第434号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(50歳台)
申立人(Aさん) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は自身の資産運用を配偶者に任せており、B銀行担当者から配偶者が本件商品の勧誘を受け、購入に至った。 ・私は本件商品の申込書に署名を行っただけであり、B銀行担当者から説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、以前から当行担当者がAさんの配偶者にリスク商品の勧誘を行っていたところ、Aさんの配偶者から、Aさんの資産運用について検討している旨を伝えられたため、本件商品の勧誘を行い、販売に至った。 ・Aさんに本件商品を販売する際には、Aさん自身の意思を確認した上で、Aさんに対して説明を行っている。 ・当行担当者はAさんに対して、販売用資料等で本件商品の説明を行った。しかし、説明内容の詳細な記録は残っていない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年1月23日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件商品の販売に当たり、Aさんの投資に対するニーズの確認が不十分であったこと、本件商品の損失可能性について、Aさんに対して行

	<p>った説明の具体的内容が客観的に確認することができないことを指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年4月9日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23年度(あ)第454号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、勤務先を訪問してきたB銀行担当者から勧誘を受けて、本件商品を購入した。 ・私は、元本保証で定期預金より有利な商品との説明を受けたために購入したもので、元本割れリスクを伴った商品との説明を受けていれば購入しなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Aさんの収入、保有金融資産、投資目的及び購入原資の性質等を聴取の上、本件商品の販売を行った。 ・当行担当者は、Aさんに販売用資料を用いて本件商品の商品概要やリスクについて説明した。 ・本件商品販売後は、定期的に運用報告書を送付していたほか、Aさんと数回にわたり直接面談し、意向を確認していた。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年2月22日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、投資経験のないAさんに勤務先で本件商品の勧誘・説明を行ったことの妥当性、及びAさんが本件商品のリスクを具体的に理解するに足りる十分な説明を行い、理解度を十分に確認した上で販売したかという点について、疑問が残ることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年5月9日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第481号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)

<p>申立人(Aさん)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、B銀行担当者による本件商品の勧誘を断ることができず、預金する程度のものだと考え、本件商品を購入した。 ・本件商品購入時、様々な書類を提示されながら説明を受けた記憶があるものの、金融商品に関する知識がなく、また元本割れリスクのある商品であると思っていなかったため、説明内容をほとんど理解していない。 ・本件商品の基準価額が下落した際のアフターフォローも不十分であった。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、投資信託の説明資料を用いて一般的な投資信託の仕組みを説明した上で、本件商品のパンフレット及び目論見書を用いて、元本割れリスクを含めた商品内容を説明した。 ・Aさんは投資経験がなかったものの、会社の経営に関与する等、一定の理解力や判断力を有していると考えられ、当行担当者の説明により、本件商品についてAさんの理解を十分に得ていると判断している。 ・Aさんに対するアフターフォローができていなかった時期があったことは否定できない。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年2月24日に、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、投資経験のないAさんに対して本件商品の商品内容を理解できるまでの説明が尽くされたか疑問が残ること、及びアフターフォローが十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年4月18日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第501号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>不十分な検証で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>個人(60歳台)</p>
<p>申立人(Aさん)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私が老後資金として考えていた資金について、B銀行担当者に対して、元本保証の商品を提案するよう相談したところ、本件商品を提案された。 ・私は当時C社の代表取締役を務めていたが、業績が悪化していたこと等により、すでに私の年収は減少しており、結果的に私の金融資産のほとんどが本件商品に充てられてしまった。 ・本件商品についての十分な説明がなく、元本割れリスクがあることを理解していなかった。
<p>相手方銀行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・Aさんが当行で以前購入した投資信託が好調であったため、Aさんから同種商

(B銀行)の見解	<p>品の購入希望があり、当該投資信託の償還金に資金を追加して本件商品を販売した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、所定の資料を用いて本件商品の元本割れリスクについて説明を行っており、Aさんから本件商品に元本割れが生じる条件についての照会も受けていることから、Aさんは元本割れリスクを理解していたはずである。 ・本件商品の適合性の検証に当たっては、数年前に作成した顧客カードを用いた。また、本件商品の申込書において、同商品の原資が余裕資金であることを確認している。 ・C社の事業状況についての把握が十分とはいえなかったことは認める。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年2月8日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、説明方法には特段の問題はないものの、C社の事業状況を踏まえたAさんの資産状況等についての確認が十分とはいえなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年4月25日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第515号
申立ての概要	不十分な検証で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私が老後資金として考えていた資金について、B銀行担当者に対して、元本保証の商品を提案するよう相談したところ、本件商品を提案された。 ・私は、当時C社の取締役を務めていたが、業績が悪化したこと等により、すでに私の年収は減少しており、結果的に私の金融資産のほとんどが本件商品に充てられてしまった。 ・本件商品についての十分な説明がなく、元本割れリスクがあることを理解していなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・Aさんが当行で購入した投資信託が好調であったため、Aさんから同種商品の購入希望があり、当該投資信託の償還金に資金を追加して本件商品を販売した。 ・当行担当者は所定の資料を用いて、本件商品の元本割れリスクについて説明を行った。 ・AさんはC社の取締役であり、経理担当であったため、金融商品に対する相応の理解力があつたと考えている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・本件商品の適合性の検証に当たっては、数年前に作成した顧客カードを用いた。また、本件商品の申込書において、同商品の原資が余裕資金であることを確認している。 ・C社の事業状況についての把握が十分とはいえなかったことは認める。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年2月8日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、説明方法には特段の問題はないものの、C社の事業状況を踏まえたAさんの資産状況等についての確認が十分とはいえなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年4月25日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第554号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託及び変額個人年金保険の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(80歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託及び変額個人年金保険の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・B銀行に預けていた定期預金が満期を迎えるたびに、B銀行担当者が自宅に訪し、本件商品を購入させられた。その結果、最終的には、B銀行に預けていた預金は、普通預金を含めすべて本件商品に振り替わってしまった。 ・私は、本件商品の説明をほとんど受けておらず、定期預金を継続しているものと考えていた。説明に際し、家族の同席を求められたこともない。 ・B銀行から私の子供に対し、私が購入した商品で多額の損失が発生しているとの連絡があり、初めて私がリスク商品を購入していたことを知るに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、定期預金の満期手続のためAさんの自宅を訪問し、定期預金金利に不満を持っていることを聴取したため、本件商品を勧誘した。 ・最終的には当行にあったAさんの預金はすべて本件商品の購入に充てられる結果となったが、他行の預金を含めれば、リスク資産の割合は許容範囲内と判断している。 ・本件商品の説明時、Aさんに家族の同席を依頼したところ断られたため、当行役席者から販売の許可を得た後に、本件商品を販売した。 ・当行担当者は所定の資料を用いてAさんの反応を確かめながら丁寧に本件商品の説明を行っていること、本件商品の運用状況が定期的にAさんに通知されていることから、Aさんはリスク商品を購入したことを理解していたはずである。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年 2 月 7 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会はB銀行に対して、高齢者で自ら積極的に金融商品の勧誘を求めたものでもないAさんが本件商品のリスクを理解するのに十分な説明が行われたか疑問が残ること、また、Aさんが次々とリスク商品を購入する必要性やリスク資産比率の観点からも疑問が残ることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 6 月 15 日付けで和解契約書を締結した。
---------------	---

事案番号	23 年度(あ)第 586 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託及び変額個人年金保険の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(50 歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託及び変額個人年金保険の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、B銀行の高金利の定期預金と投資信託のセット商品のパンフレットに魅力を感じ、本件投資信託を購入した。その後、B銀行担当者が親身になって話を聞いてくれたので、同担当者を信用して、本件保険を購入した。 ・B銀行担当者から、本件商品のメリットを強調した説明を受けたが、元本割れリスクがあること等についての説明は受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Aさんから投資意向及び保有金融資産等を聴取した上で、Aさんのニーズに合う商品として本件商品を提案した。 ・本件商品の元本割れリスクについては、所定の資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年 2 月 28 日に、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、投資経験のないAさんに対して本件商品の内容を理解できるまでの説明が尽くされたか、及びAさんの理解度を十分に確認したか疑問が残ることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 4 月 19 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第621号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行から購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・預金払戻手続のためB銀行を往訪したところ、本件商品の勧誘を受けた。 ・B銀行担当者に株のようなものは購入しないと伝えている。 ・本件商品勧誘時、B銀行担当者からリスク等について詳細な説明を受けておらず、元本保証商品であると考えていた。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Aさんの投資経験及び投資方針を確認し、本件商品に関心を示したため、提案に至った。また、本件商品の購入原資が余裕資金であることも確認している。 ・本件商品勧誘時、販売用資料を用いて商品内容及び元本割れリスクについて複数回説明を行った。 ・本件商品販売後は、定期的取引報告書を送付していたほか、面談でのアフターフォローも実施している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月7日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、Aさんが本件商品を十分に理解するまでの説明を尽くしたかどうかにつき疑問が残ることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年6月1日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第662号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、B銀行担当者から値崩れしないと説明を受け、その言葉を信じて複数の投資信託を購入した。 ・私は定期預金の金利に不満を持っており、普通預金の残高が一定になる都度、B銀行で投資信託を購入していた。その結果として、金融資産に占めるリスク資産の割合が非常に高くなっていった。 ・本件商品は元本が保証されないことは理解していたが、具体的なリスク等を十分理解していなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・本件商品はAさんが自ら購入を希望したものである。 ・当行はAさん自身が記入したヒアリングシートにもとづき金融資産を把握するとと

	<p>もに、Aさんからの聴取によって、購入原資は余裕資金であること等を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Aさんは継続して同じ商品を購入したため、定期預金等の案内を行ったこともあったが、Aさんはあくまでも本件商品の購入を希望した。 ・本件商品の販売に当たり、当行担当者は販売用資料、運用レポート等にもとづき内容、リスク及び投資対象等の説明を行っており、説明方法に問題はなかったと考えている。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月20日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第672号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(50歳台)
申立人(Aさん) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・B銀行担当者が私の配偶者に投資信託の状況報告するために自宅を訪れた際、本件商品を勧められ、元本割れが生じない商品である旨を何度も確認した上で、本件商品を購入した。 ・私は、B銀行担当者を信用し、言われるままに、申込書等に署名・押印したが、確認事項について説明を受けた覚えがなく、内容も理解していない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者がAさん宅を訪問し、Aさんの配偶者が保有する投資信託の運用状況を報告した後、Aさんが本件商品に興味を示したことから、販売するに至った。 ・Aさんには投資経験がなかったが、投資経験が豊富な配偶者が同席して説明を聞いており、Aさんは配偶者の助言を受けて本件商品を購入したものと判断している。 ・当行担当者は所定の資料を用いて、過去の株価の推移表を示し、元本割れが生じるケースを丁寧に説明した。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月29日に、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、投資経験のないAさんに対して本件商品の内容を理解できるまでの説明が尽くされたか、また、Aさんの理解度を十分に確認したかについて疑問が残ることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 24 年6月 11 日付けで和解契約書を締結した。
--	-------------------------------

事案番号	平成 23 年度(あ)第 681 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60 歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入し元本割れとなった投資信託のうち、不動産に投資する投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、本件商品に為替リスクがあり、元本割れの可能性があることは理解していた。 ・本件商品は不動産に投資するものであり、当時サブプライムローン問題がマスコミで報道され始めていたことから、B銀行担当者にサブプライムローンとの関係を確認したが、関係ないとの説明を受けた。 ・しかし、購入直後から為替差損分を大幅に上回る元本割れとなったもので、他の投資信託はともかく、本件商品だけは許容できない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・Aさんは当行で本件外投資信託を購入し、元本割れを経験した後に本件商品を購入している。 ・本件商品の投資対象は優良不動産物件であり、サブプライムローンに関連する物件は組み込まれていない。本件商品は、サブプライムローン問題の影響で不動産市況全体が悪化したため、大幅な元本割れが生じてしまったが、当行担当者の説明は間違っていない。 ・本件商品販売時は、いったん商品説明を行った後、日を改めての契約となった。ただし、最初に本件商品の説明を行った際の社内記録は残っていない。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 30 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件商品説明時の社内記録が不十分であり、為替リスク以外のリスクとその程度をAさんが現実味のあるものとして理解できるだけの説明が尽くされたと言えるかは疑問が残ることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに解決金を支払うというあっせん案を提示した。 ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月6日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 682 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70 歳台)

申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・他行で預け入れていた資金をB銀行に移したところ、本件商品の勧誘を受け、元本保証の上、高金利であると考えて、購入に至った。 ・私は、B銀行担当者から本件商品の説明を受けておらず、説明資料等も交付されることがないため、本件商品の元本割れリスクを理解していなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Aさんに対して販売用資料及び目論見書等で本件商品の説明を十分に行った。 ・Aさんが当行で保有している投資信託の損益を合算すると、運用益が出ていることから、現時点でAさんには損失が発生していない。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月9日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・事情聴取後、あっせん委員会は、Aさんに対し、B銀行との投資信託取引においては運用益が出ていることを説明し、後日Aさんから申立取下書の提出を受けたことから、平成24年4月16日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	23年度(あ)第683号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私が現金を持参してB銀行を往訪し、元本保証商品の紹介を依頼したところ、本件商品を提案された。 ・本件商品購入以前に、株式投資経験があったが、運用目的ではなく、付き合いで保有していたにすぎない。 ・本件商品の元本割れリスクについて十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・Aさんから、安定したもので金利の高いものはないかと商品提案依頼を受け、定期預金と投資信託を同額購入するパッケージ商品として、本件商品を紹介した。 ・当行担当者は、本件商品販売時、購入原資が余裕資金であること、及びAさんの金融資産に占めるリスク商品の保有割合に問題がないことを確認した。 ・当行担当者は、所定の販売用資料を用いて本件商品の商品性及びリスクを説明した。 ・Aさんからは、アフターフォロー時、解約時とも苦情の申出を受けておらず、解約から数年経過した後に、初めて苦情の申出があった。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月5日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第696号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・B銀行担当者の訪問を受け、定期預金の満期金を原資として本件商品を提案された。 ・私は本件商品購入以前に、B銀行で投資信託を購入したことがあり、投資信託には多少のリスクがあることを理解していたが、B銀行担当者からは、本件商品は、従前の投資信託とは違って安全な商品であると説明された。 ・B銀行担当者から執拗な勧誘を受け、本件商品の商品性を理解しないまま購入した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・Aさんには当行での投資信託の以外にも株式の取引経験があること、本件商品の原資は使途の確定していない余裕資金であることを聴取した上で、本件商品の勧誘に至った。 ・Aさんは過去にも投資信託を購入しており、リスク商品に係る知識は十分にあると考えている。 ・当行担当者は、所定の資料を用いて、本件商品の商品性について十分な説明を行っており、元本割れしない商品であると説明したことはない。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月24日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第708号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、保有する投資信託(本件外商品)に損失が発生していたところ、B銀行担当者から、本件商品に乗り換えた方が有利であると言われ、本件商品を購入した。 ・私は、本件外商品から本件商品への乗り換えに当たり、本件外商品より安全な商品を希望する旨をB銀行担当者に伝えていた。 ・私は、本件商品に元本割れリスクがあることは理解していたが、乗り換え前の本件外商品よりも多額の損害が発生する結果となった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Aさんに対して、損失が発生していた本件外商品について状況説明を行ったところ、Aさんから、本件外商品に対する不安が示されたことから、本件商品への乗り換えを勧誘するに至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・Aさんは、本件外商品を購入した際は、安全性を重視したいとの意向を示していたが、本件商品への乗り換えに当たっては、安全性を重視するとの意向は示されていなかった。 ・当行担当者は、所定の資料を用いて本件商品の内容について時間をかけて説明し、Aさんは商品性を理解していたはずである。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月21日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、Aさんに本件商品を販売するに当たって、本件外商品とのリスク度の違いを含めた商品性について、Aさんが十分に理解するまでの説明が行われたかどうかには疑問が残ることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年6月22日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第736号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(40歳台)
申立人(Aさん) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・預金取引のためにB銀行店舗を訪れたところ、B銀行担当者から執拗に本件商品を勧められ、その日のうちに購入した。 ・本件商品の購入に当たっては、私の投資目的や金融資産を聞かれておらず、結果として、B銀行に預けていた預金の大半がリスク商品に充てられてしまった。 ・本件商品に元本割れリスクがあることは理解していたが、B銀行担当者から丁寧な説明がなく、本件商品を理解しないままに購入してしまったので、購入後すぐにB銀行のコールセンターに電話をして、本件商品の内容について確認した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Aさんの了解を得た上で、本件商品を含む資産運用の提案を行った。 ・Aさんは、当行担当者の前任者からリスク商品を購入していた。Aさんの投資目的や金融資産については、当行担当者が前任者から既に聴取していたことから、改めてAさんへの聴取は行わなかった。 ・当行担当者は、所定の資料を用いて本件商品の内容について時間をかけて説明した。 ・Aさんは、当行以外でもリスク商品の購入経験があり、本件商品に関しても理解の上で購入したと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月

	<p>12日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、Aさんの投資意向や金融資産の状況を改めて聴取した上で、Aさんの意向や理解度を丁寧に確認することが望ましかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年6月5日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23年度(あ)第763号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、B銀行で販売していた債券の説明を受けるために、B銀行を往訪したところ、本件商品を執拗に勧誘され、購入に至った。 ・当時、元本の安全性を優先していたことから、リスク商品は購入しない旨をB銀行担当者に伝えていたが、B銀行担当者から「元本割れはしない」と伝えられたため、本件商品を購入した。 ・本件商品の商品内容はよく理解していない。 ・本件商品購入時、B銀行が確認したと主張する金融資産は保有していなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・Aさんから、リスク商品は購入しない旨の意向を受けておらず、Aさんの希望により、本件商品の勧誘に至った。 ・当行担当者は、聴取により金融資産を確認した後、聴取内容にもとづき作成した確認書面をAさんに提示した。Aさんは記載内容を確認した上で署名等を行っていることから、同書面に記載されたAさんの金融資産は実情とほぼ一致していたと考えている。 ・当行担当者は、販売用資料及び目論見書等を用いて本件商品のリスク等の説明を行った後、確認書を読み上げ、Aさんの理解度を確認した旨の記録が残っている。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月27日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第765号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、B銀行で購入した変額個人年金保険を解約して、本件商品を購入した。 ・私は、B銀行担当者の説明で、本件商品に元本割れリスクがあることは理解できたが、多額の損失が生じる可能性については、説明を受けていない。 ・本件商品購入当時、保有していた金融資産額の概算をB銀行に伝えているはずであるが、B銀行が主張する金融資産額は実際のものとは異なる。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・本件商品は、当行担当者がAさんから当時利益の出ていた変額個人年金保険を解約し、当該解約資金で運用を行いたいとの話を受けて、提案したものである。 ・当行担当者は、説明資料を用いて、元本割れリスクについて説明を十分に行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行担当者がAさんから聴取した金融資産額から、Aさんの金融資産に対するリスク商品の保有比率に問題がないことを確認した。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月19日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第787号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・B銀行担当者から、国債より投資信託の方が利回りが良いと説明され、私が保有していた国債を中途換金し、本件商品を購入した。 ・本件商品購入時、元本割れリスクについて十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・Aさんは、本件商品購入前に、国債及び投資信託の購入経験を有していた。 ・本件商品を販売するに当たり、国債を中途換金するように勧めた事実はない。 ・本件商品販売時、当行担当者が、国債より投資信託の方が利回りが良いと伝えたのは事実であるが、元本割れリスクについても所定の資料を用いて説明を行った。 ・当行に説明義務違反等の不適切な対応はなく、Aさんの要求に応じることはできない。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月

	<p>25日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、Aさんが本件商品の元本割れリスクを誤解した可能性があり、Aさんが十分に理解できるだけの説明が尽くされたか疑問が残ることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに解決金を支払うというあっせん案を提示した。 ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年6月28日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第790号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、定期預金の金利を確認するためにB銀行を往訪したところ、本件商品を勧誘された。 ・私は、B銀行担当者から、元本割れの可能性はほとんどないと説明を受け、本件商品の購入に至った。 ・私は、B銀行担当者の言葉を信じていたため、説明資料はほとんど読まなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Aさんから他行で投資信託の運用経験があることを聴取し、当該投資信託とは種類が異なる本件商品を提案したところ、Aさんが興味を示したため、勧誘に至った。 ・当行担当者は、説明資料を用いて、元本割れリスク等について説明を行い、当該資料を交付した。後日、Aさんは、当行に当該資料を持参し、本件商品の購入を希望したため、販売に至った。 ・当行担当者は、本件商品について、元本割れリスクの可能性はほとんどないと説明はしていない。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月19日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第802号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)

申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・B銀行担当者から、「分配金が出ているので定期預金を解約して投資信託を購入したほうがよい」と本件商品を勧奨され、購入に至った。 ・私は本件商品購入以前にリスク商品を購入した経験はなかった。 ・本件商品購入時、私は元本割れリスクについて理解していたが、B銀行担当者から詳細な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、本件商品の運用対象を勘案し、投資信託を初めて購入するAさんに適した商品と考えて本件商品の勧誘に至った。 ・Aさんの知識及び経験上、本件商品の理解は十分であったと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月27日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第803号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・B銀行担当者が定期預金の満期手続のために自宅を訪れ、「預金より良い商品がある」と本件商品を勧誘され、購入に至った。 ・本件商品購入以前にリスク商品の購入経験はなく、投資信託についての知識もなかった。本件商品購入時、私は顧客カードの金融資産額を記載しておらず、B銀行が主張している金融資産を保有していなかった。 ・本件商品購入時、私はB銀行担当者から販売用資料等を用いた詳細な説明は受けておらず、リスク等を理解していなかったが、B銀行担当者を信用して購入した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、本件商品の運用対象に鑑み、投資信託を初めて購入するAさんに適した商品と判断した。 ・当行が把握していたAさんの金融資産は、Aさん自身が記入した顧客カードの情報を基に把握したものである。 ・当行担当者は所定の販売用資料を用いて本件商品の商品性及びリスクについて説明しており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月27日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年5月11日付けであっせん手続

	を打ち切った。
--	---------

事案番号	23年度(あ)第845号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(50歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は外貨預金の手続のためにB銀行に往訪し、手続終了後、本件商品の勧誘を受けた。 ・本件商品については元本割れリスクの説明を一切受けておらず、専ら配当金の説明のみであったため、元本が割れる商品とは理解していなかった。 ・本件商品購入以前に投資信託を購入した経験はなく、知識等もなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は所定の資料を用いて本件商品の元本割れリスクについて説明しており、当該資料も販売の都度交付している。 ・当行担当者は申込書等を読み上げ、本件商品のリスクを改めて確認した後に、署名等を受けおり、Aさんはリスク等を十分に理解した上で、本件商品の購入に至っていると判断している。 ・Aさんからは、本件商品購入以前に投資信託を保有していた経験があることを聴取しており、当行でも外貨預金の売買を頻繁に行っていたため、知識及び経験は豊富であったと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月16日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第847号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託及び外貨建個人年金保険の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託及び外貨建個人年金保険の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・本件商品の申込書、確認書等に記載された内容の説明は受けたが、よく理解しないまま、B銀行担当者の指示に従って署名押印した。 ・本件商品以前にも投資信託を購入しているが、その際も内容を理解しないまま、銀行を信用して購入したものである。
相手方銀行	・本件商品は、Aさんからリスク商品を紹介してほしいとの依頼を受け、提案したも

(B銀行)の見解	<p>のである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Aさんの投資意向、過去の投資経験、購入原資が余裕資金であること、年齢、金融資産に対するリスク資産の割合に問題がないことなどを確認したうえで販売した。 ・当行担当者は、所定の販売用資料を用いて本件商品の商品性及びリスクを説明しており、Aさんは商品性を理解したうえで購入されたと判断している。販売時のAさんの発言内容も行内記録に残っており、当行担当者の指示に従って申し込んだとの申出とは相容れない内容となっている。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月14日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないと判断し、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第849号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(80歳台)
申立人(Aさん) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、株式売買の経験はあるが、投資信託の購入経験はなかった。 ・私は、銀行が勧める商品で損をすることはないと考え、商品内容を理解しないまま購入した。 ・本件商品の解約も、B銀行担当者に言われるままに行った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Aさんは株式売買の経験が豊富であること、収益性の高い投資に興味があり、原資が余裕資金であることを確認した上で、本件商品の勧誘に至った。 ・当行担当者は、所定の販売用資料を用いて、Aさんに本件商品の商品性や元本割れリスクを十分に説明しており、Aさんは説明を十分に理解していたものと判断している。 ・本件商品の解約も、Aさんが判断したものである。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月25日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第850号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求

申立人の属性	個人(50歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私の母親は、B銀行から投資信託を購入していたが、私自身はリスク商品を購入した経験はなく、興味もなかった。 ・本件商品の原資は、B銀行にあった私名義の預金であるが、実際には母親が管理していた。 ・B銀行担当者から、販売用資料を使って説明されたことはなく、理解しないまま申込書に署名した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Aさんの母親を通じて本件商品を提案するための面談の場を持ち、AさんとAさんの母親に所定の販売用資料を用いて本件商品の説明を行った。 ・本件商品の購入は、投資経験が豊富なAさんの母親が主導していた側面もあることから、Aさん自身への意思確認が十分ではなかったことは認める。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月25日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第851号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私の母親は、B銀行から投資信託を購入していたが、私自身はリスク商品を購入した経験はなく、興味もなかった。 ・本件商品の原資は、B銀行にあった私名義の預金であるが、実際には母親が管理していた。 ・B銀行担当者から、販売用資料を使って説明されたことはなく、理解しないまま申込書に署名した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Aさんの母親を通じて本件商品を提案するための面談の場を持ち、AさんとAさんの母親に所定の販売用資料を用いて本件商品の説明を行った。 ・本件商品の購入は、投資経験が豊富なAさんの母親が主導していた側面もあることから、Aさん自身への意思確認が十分ではなかったことは認める。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月25日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、

	あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。
--	---------------------------------

事案番号	23年度(あ)第872号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は新聞に掲載されたB銀行の投資運用の記事に興味を持ったことから、往訪し、本件商品の購入に至った。 ・本件商品購入時、B銀行担当者との間で、元本割れが生じそうな場合は必ず連絡する旨の約束をしたにもかかわらず、B銀行担当者から連絡がなく、その結果損失を被った。また、私から本件商品の解約を申し出たところ、B銀行担当者の妨害により、解約ができず損失が拡大してしまった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者が複数の投資信託商品を案内したところ、Aさんが本件商品の購入を希望したため、販売に至った。 ・当行担当者は、元本割れが生じそうな場合は連絡するとの約束をしておらず、解約を妨害したこともない。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月20日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第882号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(40歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、父親からB銀行の定期預金金利が高いと勧められ、B銀行との取引を開始したところ、本件商品の勧誘を受けた。 ・私は、B銀行担当者から本件商品の説明を受け、元本割れリスクは理解していたが、専門家が運用を行っていることから、実際に元本割れが発生するとは考えていなかった。 ・B銀行担当者からは、「小遣い稼ぎとして良い商品である」との説明を受けたため、商品の詳細を十分理解しないまま、本件商品の購入に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Aさんからの聴取等により、Aさんの金融資産等を確認し、投資比率に問題がないと判断した上で、本件商品を販売した。 ・当行担当者は、本件商品の元本割れリスクについて、十分な説明を行って

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Aさんが主張するような、専門家が運用するから損失が抑えられる、という趣旨の説明は行っていない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月7日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・事情聴取後、あっせん委員会は、Aさんから、本件商品の運用状況を十分に把握できたとして、申立てを取り下げる旨の申立取下書の提出を受けたことから、平成24年5月7日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	23年度(あ)第883号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(40歳台)
申立人(Aさん) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、B銀行との定期預金取引を開始しようとしたところ、本件商品の勧誘を受けた。 ・私は、B銀行担当者から本件商品の説明を受け、元本割れリスクは理解していたが、専門家が運用を行っていることから、実際に元本割れが発生するとは考えていなかった。 ・B銀行担当者からは、定期預金よりも本件商品のほうが高利回りであるとの説明を受けたため、商品の詳細を十分理解しないまま、本件商品の購入に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Aさんからの聴取等により、Aさんの金融資産等を確認し、投資比率に問題がないと判断した上で、本件商品を販売した。 ・当行担当者は、本件商品の元本割れリスクについて、十分な説明を行っている。 ・Aさんは、他行で投資信託の購入経験があり、また本件商品購入直前に投資信託のセミナーに参加したということも聴取していることから、本件商品の元本割れリスクを含む内容について、十分に理解していたと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取前に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理した。 ・その後、事情聴取前に、Aさんから、本件商品の運用状況を十分に把握できたとして、申立てを取り下げる旨の申立取下書の提出を受けたことから、平成24年5月7日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	23年度(あ)第884号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求

申立人の属性	個人(40歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、定期預金の作成のためにB銀行を往訪したところ、本件商品の勧誘を受けた。 ・私は、B銀行担当者から本件商品の説明を受け、元本割れリスクは理解していたが、同担当者から、元本割れが生じるような経済状況にはならないと言われたため、その言葉を信じて、本件商品を購入した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Aさんからの聴取等により、保有金融資産及び投資信託に関する知識を確認した上で、本件商品を販売した。 ・当行担当者は、本件商品の元本割れリスクについて、十分な説明を行っており、元本割れが生じるような経済状況にはならないといった説明は行っていない。 ・Aさんには、本件商品に関する資料を事前に交付し、自宅での検討を行ってもらっているため、商品の内容の理解は十分であったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取前に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理した。 ・その後、事情聴取前に、Aさんから、本件商品の運用状況を十分に把握できたとして、申立てを取り下げる旨の申立取下書の提出を受けたことから、平成24年5月7日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	23年度(あ)第912号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・本件商品は、B銀行から購入した本件外投資信託からの乗換えとして勧誘されたものである。 ・私は、本件商品の購入時、目論見書を交付されていない。 ・私は、本件商品を解約しようとしたところ、B銀行担当者から今後基準価額が上がるから解約しない方がいいとの説明を受け、解約を取り止めた。しかし、その後基準価額がさらに下落し、損失が拡大した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、目論見書等を用いて本件商品の説明を十分に行っており、説明方法に問題はなかったと判断している。 ・当行担当者は、本件商品の基準価額の見通しについて断定的な判断を示してはいない。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取前に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理した。 ・その後、事情聴取実施前に、Aさんから、事情によりあっせん手続を続けることが困難になり、あっせん申立てを取り下げたい旨の申立取下書が提出されたことから、平成24年6月7日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	23年度(あ)第1005号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(40歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、臨時に入った多額の資金の運用について相談するため、B銀行を往訪した。提案された複数の投資信託の購入を決め、残額は安全性の高い商品にしたいとB銀行担当者に伝えたところ、本件商品を提案された。 ・本件商品の説明時間は非常に短く、元本割れリスクのある投資信託であることを理解できなかった。 ・B銀行担当者から、本件商品の購入に当たって、熟慮期間を置くように勧められたことはない。 ・私には、リスク商品の購入経験はなかったが、本件商品を購入したことによって、私の金融資産の大半がリスク商品に充てられてしまった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Aさんから、本件商品の原資は臨時収入であって、完全な余裕資金であることを聴取した。 ・本件商品を提案するに当たって、Aさんから安全性の高い商品を求められたことはない。 ・当行担当者は、所定の販売用資料を用いて、本件商品の仕組みや元本割れリスクについて十分な説明を行った。Aさんの様子から、本件商品の説明を理解していると判断した。 ・当行担当者は、本件商品によって、Aさんが保有する金融資産に占めるリスク商品の割合が大きくなることから、Aさんに対して熟慮期間を置くことを提案したが、多忙であることを理由に当日中の購入を希望された。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月12日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年6月29日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第1012号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、B銀行担当者から「預金より金利が高い分配金があるから良い」と言われ、本件商品の購入に至った。 ・私は、B銀行担当者から販売用資料等を用いた元本割れリスク等の説明は受けていない。私の当時の視力では、資料等を読むことはできなかった。

相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Aさんが記入した書面により、Aさんの保有金融資産及び余裕資金による運用であることを把握した上で、本件商品の勧誘を行ったもので、販売方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料に基づいてリスク等について説明しており、Aさんからリスクを理解している旨の発言があったとの社内記録が残っている。 ・本件商品の販売当時、Aさんの視力は低下していなかったと認識している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月26日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第1035号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、元本割れリスクのある商品を望んではいなかったが、B銀行担当者から最終的には元本が保証されるとの説明を受け、本件商品の購入に至った。 ・本件商品の説明は口頭でのみ行われ、販売用資料等を見た記憶はない。また、B銀行担当者以外から説明を受けた記憶はない。 ・本件商品が投資信託であることも理解しない中、B銀行担当者に言われるまま申込書に署名した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・Aさんに対して金利変動に関する情報を連絡した際、本件商品の概略を伝えたところ、Aさんが当行支店に来店し、当行担当者に本件商品の説明を求めた。 ・Aさんの職歴や、金利水準の情報提供時及び本件商品説明時のやりとりから、Aさんには本件商品について十分に理解できるだけの知識があったと判断している。 ・当行担当者は、Aさんに対して、本件商品の元本割れリスクや商品性について、所定の販売用資料を用いて説明を行い、Aさんは商品性を理解していた。 ・当行担当者の説明後、別の行員が、再度Aさんの理解度の確認を行った上で本件商品を販売した。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月22日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第1072号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・退職金を運用するためB銀行店舗を往訪したところ、本件商品を提案された。 ・本件商品の商品性に興味を抱き、自身の判断で購入を決めたが、B銀行担当者の説明から、リスクがそれほど大きくないと考えていた。 ・後日、本件商品の解約を考え、B銀行担当者にインターネットを利用して解約するための操作方法を聞いたが、詳細なことを教えてもらえず解約ができなかった。 ・本件商品には私が思っていたよりも大きなリスクがあったこと、インターネットでの操作方法が分からず解約できなかったことから、本件商品により多額の損失を被った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Aさんに投資経験があることを聴取し、複数の商品を案内する中で、Aさんが本件商品を選択した。 ・当行担当者は、Aさんに対して、複数回にわたって、所定の販売用資料を用いて本件商品の商品性やリスクについて説明しており、Aさんは十分に理解していた。 ・後日、Aさんからインターネットでの取引について聞かれたため、具体的な操作方法については専門の電話窓口で照会するよう案内した。その際、Aさんから本件商品を解約する意思があることは聞いていなかった。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月15日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第1080号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・B銀行担当者から、「普通預金に預け入れておくのはもったいない」と本件商品の勧誘を受け、購入に至った。 ・書面に記入した投資経験は、配偶者が私名義で行ったものであって、私自身には投資経験がない。 ・私は、B銀行担当者からリスク等の説明を一切受けていないため、本件商品はリスクがない金融商品と考えていた。
相手方銀行	・当行担当者は、Aさんが記入した書面により、Aさんの保有金融資産及び投資

(B銀行)の見解	<p>経験を把握した上で、本件商品の勧誘を行ったもので、適合性原則の観点から問題はないと判断している。</p> <p>・当行担当者は、所定の資料に基づいて商品内容とリスクの説明を行っており、Aさんからリスクを理解している旨の発言を受けた記録が残っている。</p>
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <p>・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 25 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</p>

事案番号	24年度(あ)第27号
申立ての概要	誤った損失額の説明にもとづいて解約した投資信託に係る損害賠償請求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん) の申出内容	<p>・B銀行で解約した投資信託について、解約時に説明を受けた損失額と実際に発生した損失額の差額の支払いを求める。</p> <p>・私は、B銀行担当者から本件商品の運用状況の説明を受け、損失が許容範囲内であったため、損切りのために解約に至った。</p> <p>・しかし、後日私の通帳を確認したところ、解約日に説明を受けた損失額よりも多額の損失が発生していた。</p> <p>・正しい損失額の説明を受けていれば、その時点では解約しなかった。</p>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<p>・Aさんは、投資信託を2本購入し、1本目の投資信託の分配金を2本目の投資信託の購入原資の一部に充てている。Aさんが主張する損失額は、2本の投資信託の購入総額から解約後の預金残高を単純に差し引いたものであって、誤解である旨を繰り返し説明しているが、理解を得られず、本件の申立てに至った。</p>
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <p>・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 20 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・事情聴取後、あっせん委員会は、Aさんから、本件商品に係る損失額を理解できたとして、申立てを取り下げる旨の申立取下書の提出を受けたことから、平成 24 年6月 20 日付けであっせん手続を終了した。</p>

事案番号	24年度(あ)第88号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん) の申出内容	<p>・B銀行で購入した投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。</p> <p>・B銀行から本件商品の提案を受けた際、元本割れリスクについては説明を受けたが、損失が最大でどの程度になるのかという具体的水準までは説明を受けてい</p>

	ない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・Aさんが資金運用の相談に訪れたことから、本件商品を提案した。 ・当行担当者は、Aさんの投資方針のほか、本件商品以前に、株式や投資信託の購入経験があったことを確認している。 ・当行担当者は、目論見書を用いて本件商品の商品性及び元本割れリスクを十分に説明した。 ・Aさんからは、本件申立てに至るまでの間に複数回にわたり照会や苦情を受けているが、いずれも損失が自己責任であることを認めた上でのものであり、本件の申出内容とは矛盾している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立不受理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、本件申立てが、B銀行がAさんに対し本件商品の元本割れリスクについて説明を行ったことには当事者間で争いが無い事案であり、本件商品の損失が最大でどの程度になるのかという具体的な水準の説明までは求められていないこと等から、業務規程26条1項7号(申立てが申立書の記載内容全体からして失当であることが明らかである場合)に該当すると判断し、「適格性なし」として平成24年6月26日付けであっせん手続を終了した。

以上